

第46回流山市民まつり青空市出店（展）者募集要項

今年も多くの方が一堂に会し、楽しくふれあいのあるまつりとして、第46回流山市民まつり（以下「市民まつり」という）を開催し、青空市への出店（展）者を募集します。

出店（展）を希望される団体又は一般参加者の皆さまは、この募集要項をよくお読みいただき、内容を確認の上、応募してください。

【注】以下の点にご注意ください。

- ・令和3年6月1日の食品衛生法の改正に伴い、県内一円または臨時施設での営業許可証がない場合は5 Pに記載のある品目から原則1品目での出店となります。
- ・当日はまつり終了後の15時以降にならないと撤収作業はできません。

1 開催日時及び会場

日時：令和6年10月27日（日）午前9時から午後3時

※雨天決行、荒天中止

会場：流山市総合運動公園全域

※今回から会場を拡大することに伴い、「物販及びPR・啓発活動」、「調理・加工する飲食物の販売」、「移動販売車」では、それぞれ出店（展）場所及び出店（展）料が異なりますのでご注意ください。

<問い合わせ・申込先>

流山市民まつり実行委員会事務局

（流山市役所市民生活部コミュニティ課内）

〒270-0192 流山市平和台1-1-1 第2庁舎2階

担当：松田・恩田・内藤

TEL：04-7150-6076（直通）

E-Mail：komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp

2 出店（展）募集内容

（１）出店（展）料【物販及びPR・啓発活動】

	出店（展）料	基本設備
【市内】テント ※間口3.6m×奥行2.7m	17,000円	長机（約180×45cm）2脚 椅子2脚、駐車券1台分
【市外】テント ※間口3.6m×奥行2.7m	25,000円	長机（約180×45cm）2脚 椅子2脚、駐車券1台分

※価格は全て税込み、流山市民まつり実行委員会は適格請求書発行事業者の登録がないため、適格請求書を発行できません。あらかじめご了承ください。

（２）出店料【調理・加工する飲食物の販売】

	出店（展）料	基本設備
【市内】テント ※間口3.6m×奥行2.7m	19,000円	長机（約180×45cm）2脚 椅子2脚、駐車券1台分
【市外】テント ※間口3.6m×奥行2.7m	27,000円	長机（約180×45cm）2脚 椅子2脚、駐車券1台分
【市内】移動販売車	19,000円	なし
【市外】移動販売車	27,000円	なし

※価格は全て税込み、流山市民まつり実行委員会は適格請求書発行事業者の登録がないため、適格請求書を発行できません。あらかじめご了承ください。

（３）追加設備について

付属品の追加についてはオプション（有料）でお受け致します。

※お申込み時以降の変更はお受けできない場合があります。

追加設備	金額
長机（約180×45cm）	1,000円/脚
椅子	500円/脚

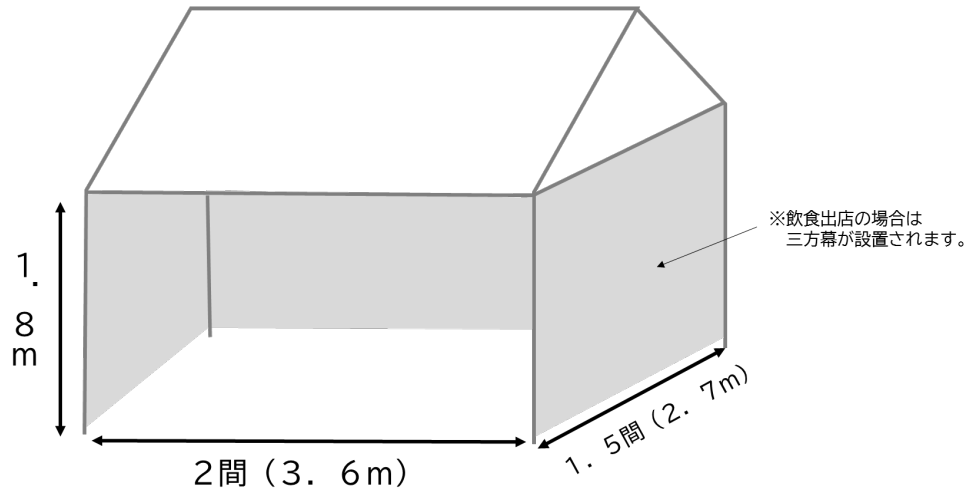
(4) テント出店(展) 募集数 (1 団体 1 テント)

物販及びPR・啓発活動：10 テント程度

調理・加工する飲食物の販売：15 テント程度

※飲食出店の場合はテントに三方幕が設置されます。

出店テントイメージ図



(5) 移動販売車出店内訳

①募集数：6 車両程度 (テント出店と重複での申込不可)

②出店場所サイズ：全長5.5m×全幅2m以内 (概ね車重4t未満程度)

※持参の付属物も含め区画内の販売に限ります。

③付属品：なし

3 募集期間

・市内出店(展)者

令和6年7月9日(火)午前9時から8月16日(金)午後3時まで

・市外出店(展)者

令和6年8月1日(木)午前9時から8月16日(金)午後3時まで

※応募者が定員に達した時点で受付終了となります。

※市内出店(展)者で定員に達した場合は市外出店(展)者の募集は行いません。

・市内出店(展)者の定義

団体(店舗等)が市内にあり、市内で活動(営業)している又は
市内在住の一般参加者

・市外出店(展)者の定義

店舗等の所在地が市外又は市外在住の一般参加者

4 申込方法

下記の（１）～（３）のうち該当する書類を記入のうえ、募集期間内に流山市役所市民生活部コミュニティ課の窓口へ提出してください。

（１）物販及びP R・啓発活動

提出書類等	説明
① 出店（展）申請書 ★裏面あり	本人確認書添付欄に運転免許証、パスポート等の公的機関が発行する証明書の写しの添付要。 ※本申請書は他の目的では使用いたしません。 ※コミュニティ課窓口で配布又はHPからダウンロードできます。
② 誓約書 ★裏面あり	※コミュニティ課窓口で配布又はHPからダウンロードできます。
③ 返信用封筒 （角形２号）	A４サイズが折らずに入るもの。 あて先、宛名明記。
④ 140 円切手 1 枚	出店（展）届出済証送付に使用します

（２）調理・加工する飲食物の場合

提出書類等	説明
① 出店（展）申請書 ★裏面あり	本人確認書添付欄に運転免許証、パスポート等の公的機関が発行する証明書の写しの添付要。 ※本申請書は他の目的では使用いたしません。 ※コミュニティ課窓口で配布又はHPからダウンロードできます。
② 誓約書 ★裏面あり	※コミュニティ課窓口で配布又はHPからダウンロードできます。
③ 返信用封筒 （角形２号）	A４サイズが折らずに入るもの。 宛先、宛名明記。
④ 140 円切手 1 枚	出店（展）届出済証送付に使用します
⑤ 千葉県内一円の 営業許可証（写） または 臨時施設での飲食店 営業許可証（写） ※取得済の場合のみ必要	「千葉県内一円または臨時施設の営業許可証（写）」 許可証の許可条件の範囲内での出店が可能となります。 ※営業許可証（写）の提出がない場合は、５Pに記載の 「行事で取り扱える飲食物一覧」から原則１品目のみの 出店となりますのでご注意ください。

（３）移動販売車で出店する場合

上記「（２）調理・加工をする飲食物を販売する場合」の提出書類の他に下記の書類を提出してください

提出書類等	説明
① 移動車両販売の仕様がわかるもの	営業時の写真（データ提出可） ※車両その他付属物の長さ・幅等も記載。

（４）行事で取り扱える飲食物一覧

①加熱食品で調理工程が簡単なもの

分類	取扱品目（例）
煮物・汁物類	おでん、豚汁
焼き物類	焼き鳥、お好み焼き、たこ焼き、フランクフルト 焼きトウモロコシ、イカ焼き
茹で物・蒸し物類	田楽、じゃがバター
麺類	ラーメン、焼きそば、うどん・そば
揚げ物類	鶏唐揚げ、コロッケ、フライドポテト、アメリカンドッグ
菓子類	今川焼き、たい焼き、ドーナツ、ベビーカステラ ポップコーン、焼き団子、おしるこ

②上記以外で調理工程が簡単なもの

分類	取扱品目（例）
飲み物	清涼飲料水（食品衛生法で定められている規格基準に合致するもの）
削氷	かき氷（食品衛生法で定められている規格基準に合致する氷を使用）
アイスクリーム類	ディッシュアップアイス、押し出し式アイス
その他	チョコバナナ、りんご飴、わたあめ

（５）出店（展）届出済証

実行委員会は、申請書及び出店計画書を審査し、出店（展）が適当と認めた申請者に対し、出店（展）届出済証を交付します（９月中旬頃交付予定）

（６）出店及び食品販売行為等に関して発生した事故・苦情について

事故や苦情については、責任を負っていただきます。万一に備え、賠償責任保険等に加入することをご検討ください。

5 出店（展）料の支払方法等

（１）支払期限

出店（展）届出済証の交付を受けた出店（展）者は、令和6年9月20日（金）までに指定した口座にお振込みください（振込手数料はご負担願います。）

（２）返金について

出店（展）者の都合により出店（展）を取りやめる場合、返金はいたしません。

台風や強風等の荒天により、開催日の3日前までに実行委員会が中止を決定した場合及び当日止むを得ず中止とした場合は、返金いたします。

6 出店（展）に関するその他事項

（１）出店（展）場所は、実行委員会で決定します。出店（展）場所の指定はできません。大まかな出店（展）場所については、末尾表示のとおりです。

（２）市内の方の申請のうち、市外事業者の看板を設置した場合や、市外の方が市内の方として応募したことが判明した場合は、市外料金分（差額分）をお支払いただきます。

（３）実行委員会では、市内商工農業発展の観点から、流山市農産物の地産地消を推奨しています。流山市の新鮮な野菜等の使用をぜひご検討ください。

（４）過去の市民まつりにおいて、出店（展）要領または募集要項に違反があった出店（展）者は、申請を受付けできません。

（５）出店（展）申し込み時の個人情報については、市民まつりの出店に関するもののみに使用することとし、出店時の事故発生などにおける公的機関からの照会を除き、目的外の利用又は開示はしません。

7 注意事項

（１）当日は、出店（展）届出済証を届出屋台外部の指定ポケットに掲示してください。

（２）屋台の設営及び撤収に伴うテント付近までの車両搬入は可能ですが、入場できるのは1テントにつき1台のみです。

（３）青空市出店（展）者の駐車場は、1テントにつき1台のみご用意します。
事前に交付する許可書を提示して、指定の場所に駐車してください。移動車両販売出店者には販売車両分のみ許可証を交付します。許可証のない車は入場できません。

（４）電気・ガス・水道設備はありません。

- (5) 調理・加工をする飲食物を販売する場合、申請書に記載のある飲食物以外の販売はできません。また、保健所への届出等の関係上、申請後の変更はお受けできない場合があります。
- (6) 店頭にごみ箱等を設置し、出店（展）者自らが責任を持って回収処理してください。
- (7) 来場者や他の出店（展）者の迷惑となるような看板等の設置はしないでください。なお、テントの支柱に「のぼり旗」を設置することは可としますが、通行の妨げや他の出店（展）者の迷惑になっていると判断した場合には、撤去を指示することがあります。
- (8) 拡声器等の使用やスピーカー等を使用して音楽等を流すことはしないでください。
- (9) 来場者との事故の原因や周りの出店者とのトラブルの原因となりますので、出店（展）範囲はテント内とし、テント外への陳列は絶対にしないでください。
- (10) (1) ～ (9) に違反した場合、又は来場者や周りの出店者等に迷惑な行為をした場合には、直ちに出店（展）を取りやめて頂きます。その場合、出店（展）料は返金いたしません。
- (11) 売買等におけるトラブル、出店（展）者同士でのトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故は、すべて当事者間で解決する事とし、主催者は一切の責任を負いません。
- (12) 販売行為（飲食物、酒類等）の出店（展）にあたっては、取扱品目について該当法令等がある場合、出店（展）者の責任で遵守してください。
- (13) 指定する時間内に設営できない場合は、出店（展）できません。なお、その場合、出店（展）料の返金はできません。

8 流山市火災予防条例に基づく出店（展）者への義務事項について

（１）消火器の携行

火気器具等を使用する団体は消火器（４型以上）１本の携行が必要です。

なお、火気器具等は次のとおりです。

対象となる火気器具等
１ バーナー、ストーブ、発電機など（液体燃料を使用する器具）
２ 炭・練炭等のコンロ、七輪など（固体燃料を使用する器具）
３ コンロ、グリル、バーナーなど（気体燃料を使用する器具）
４ 電子レンジ、ホットプレートなど（電気を熱源とする器具）
５ その他、使用に際し火災の発生の恐れのある器具

（２）火気器具等を使用するにあたっての遵守事項

- ・火気器具等の周りは、可燃物との距離を周囲１５ｃｍ以上、上方１ｍ以上確保すること。また、２台以上使用する場合は火器間３０ｃｍ以上離すこと。
- ・火気器具等の下に発泡スチロールなどの可燃物を置かないこと。
- ・発電機に使用する燃料には携行缶を用い、ポリタンクは不可とする。
- ・強風対策を講じること。なお、強風により実行委員会が危険と判断した場合は、火気器具等の使用を中止とする。

（３）その他

出店（展）者は、市民まつり当日までに出店（展）時の火災等を想定した消火訓練を実施すること。

末尾表示【出店（展）場所位置図】

